

## 佐渡市変動型最低制限価格の設定に関する事務取扱要領の運用について

令和4年2月15日

佐渡市変動型最低制限価格の設定に関する事務取扱要領(平成31年佐渡市訓令第1号。以下「要領」という。)第9条の規定に基づき、必要な事項を下記のとおり定める。

### 記

#### 第1 市長が定める割合(要領第3条第3項関係)

工事等の性質上要領第3条第2項に規定する割合により難いときに市長が定める割合は、以下のとおりとする。

(1) 解体工事及び解体工事が主たる建設工事((2)を除く。)

100分の80

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)の規定に基づく行政代執行、略式代執行及び佐渡市空家等の適切な管理に関する条例(令和2年佐渡市条例第29号)の規定に基づく緊急措置による建設工事

100分の75

(3) その他市長が特に必要と認めた建設工事

100分の75を下回らない範囲で適宜設定する。

#### 第2 その他

この運用は、令和4年4月1日以後の入札公告又は入札執行通知から適用する。